

平成30年6月5日

公益社団法人神奈川県農業公社
会長 佐藤光徳 様

農地中間管理事業評価委員会
委員長 佐倉朗夫

平成29年度農地中間管理事業にかかる評価意見について

農地中間管理事業の推進に関する法律第9条第4項の規定に基づく意見を次のとおりとする。

記

1. 評価の期間 平成29年4月1日から平成30年3月31日
2. 評価委員名 佐倉朗夫、高梨利道、村田健一
3. 評価委員会の意見 別紙のとおり

農地中間管理事業評価委員会の意見

(平成30年5月25開催)

<今後の課題と対応策について>

- 目標面積に対して実行された面積の乖離が大きいですが、事業の認知度はそれなりに増している、着実な成果があがっている。30年度も事業制度の周知を進め、粛々と実行してもらいたい。
- 事業の認知度を上げることは重要であり、認知度を上げる方法として色々苦勞されているが、その中で農業委員会の現場に即した情報は重要である。活動方針の中で関係機関の役割・連携が示されているが、人的な体制を整えて活動を拡大していくことが必要となる。
- 地域によって認知度が不十分なところもある。農政時報で農地中間管理事業を知っている程度でパンフレットも見していない地域もある。身近だと市の利用権設定や農業委員会に相談することになり、必要に迫られなければ分からない人もいる。実施期間が短いこともあるが制度がわかりづらい。
- かながわ農業アカデミーの新規就農者や他産業からの参入者が新たに農地を探しても、まとまった農地はなかなか貸してもらえないのが現状である。貸す方も、顔が見えていないと不安である。その意味では、農地中間管理機構が中に入っていることは、たよりになる。認知度が高まれば安心して貸せるようになる。アカデミーに直接出向いて事業制度を説明することで認知度が高まるのではないか。
- マッチングも重要である。例えば手を上げたけれども時間がかかるということで腰がひけることもある。体制を整え対応することが必要である。
- 主旨からすれば、どんな制度であれ、どれを利用しようと農地が有効利用されることが目的であるので、お互い情報交換することがよいのではないか。全県にまたがって事業ができるのが農地中間管理事業のメリットである。
- 優良農地の対策はもちろんだが、優良農地でない急傾斜地や道路付きでない農地の対策も必要である。農地中間管理事業と関連する土地改良事業も創設されていることから、活用できる事業があれば農地を改良して貸せるようにすればよいのではないか。
- 農地だけ特別扱いしてはいけないとの意見もあるが、社会の中で、農地は有効活用しなければいけないが商品にしてはいけない。こういった制度がきちんと機能していかなければならない。数字が何%は主な問題ではない。制度がきちんと周知され運用されていくことが大切である。

以上